

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第千九百九十三號

大正十三年十一月一日(主)
海軍大臣官房

○通牒

經給第八九號

外國ニ在ル者又ハ外國ニ派遣スル艦船乗組ニ對スル恒例ニ依ル年末又ハ年度末賞與ハ俸給、給料又ハ報酬金ニ準シ家族ニ下渡シ相成リ可然
右通牒ス

大正十三年十一月一日

海軍省經理局長 深水貞吉

○辭令

第六驅逐隊ニ於ケル露語通譯屬託ヲ解ク(廿八日海軍省)
蜂松 傳一

海軍公報 (部内限) 第二一九三號 大正十三年十一月一日

四三一

1896

呂號第三十八潜水艦 (舊第六十二潜水艦)	呂號第三十九潜水艦 (舊第三十六潜水艦)	呂號第二十潜水艦 (舊第三十八潜水艦)	呂號第二十一潜水艦 (舊第三十九潜水艦)	呂號第二十二潜水艦 (舊第四十潜水艦)	呂號第二十三潜水艦 (舊第四十一潜水艦)	呂號第二十四潜水艦 (舊第四十二潜水艦)	呂號第二十五潜水艦 (舊第四十三潜水艦)	呂號第二十六潜水艦 (舊第四十五潜水艦)	呂號第二十七潜水艦 (舊第五十八潜水艦)	呂號第二十八潜水艦 (舊第六十二潜水艦)	呂號第二十九潜水艦 (舊第六十八潜水艦)	呂號第三十潜水艦 (舊第六十九潜水艦)	呂號第三十一潜水艦 (舊第七十一潜水艦)	呂號第三十二潜水艦 (舊第七十二潜水艦)	呂號第三十三潜水艦 (舊第七十三潜水艦)	呂號第三十四潜水艦 (舊第七十四潜水艦)	呂號第三十五潜水艦 (舊第七十五潜水艦)	呂號第三十六潜水艦 (舊第七十六潜水艦)	呂號第三十七潜水艦 (舊第七十七潜水艦)	呂號第三十八潜水艦 (舊第七十八潜水艦)	呂號第三十九潜水艦 (舊第七十九潜水艦)	呂號第四十潜水艦 (舊第八十潜水艦)	呂號第四十一潜水艦 (舊第八十一潜水艦)	呂號第四十二潜水艦 (舊第八十二潜水艦)	呂號第四十三潜水艦 (舊第八十三潜水艦)	呂號第四十四潜水艦 (舊第八十四潜水艦)	呂號第四十五潜水艦 (舊第八十五潜水艦)	呂號第四十六潜水艦 (舊第八十六潜水艦)	呂號第四十七潜水艦 (舊第八十七潜水艦)	呂號第四十八潜水艦 (舊第八十八潜水艦)	呂號第四十九潜水艦 (舊第八十九潜水艦)	呂號第五十潜水艦 (舊第九十潜水艦)	呂號第五十一潜水艦 (舊第九十一潜水艦)	呂號第五十二潜水艦 (舊第九十二潜水艦)	呂號第五十三潜水艦 (舊第九十三潜水艦)	呂號第五十四潜水艦 (舊第九十四潜水艦)	呂號第五十五潜水艦 (舊第九十五潜水艦)	呂號第五十六潜水艦 (舊第九十六潜水艦)	呂號第五十七潜水艦 (舊第九十七潜水艦)	呂號第五十八潜水艦 (舊第九十八潜水艦)	呂號第五十九潜水艦 (舊第九十九潜水艦)	呂號第六十潜水艦 (舊第一百潜水艦)	呂號第六十一潜水艦 (舊第一百零一潜水艦)	呂號第六十二潜水艦 (舊第一百零二潜水艦)	呂號第六十三潜水艦 (舊第一百零三潜水艦)	呂號第六十四潜水艦 (舊第一百零四潜水艦)	呂號第六十五潜水艦 (舊第一百零五潜水艦)	呂號第六十六潜水艦 (舊第一百零六潜水艦)	呂號第六十七潜水艦 (舊第一百零七潜水艦)	呂號第六十八潜水艦 (舊第一百零八潜水艦)	呂號第六十九潜水艦 (舊第一百零九潜水艦)	呂號第七十潜水艦 (舊第一百一十潜水艦)	呂號第七十一潜水艦 (舊第一百一十一潜水艦)	呂號第七十二潜水艦 (舊第一百一十二潜水艦)	呂號第七十三潜水艦 (舊第一百一十三潜水艦)	呂號第七十四潜水艦 (舊第一百一十四潜水艦)	呂號第七十五潜水艦 (舊第一百一十五潜水艦)	呂號第七十六潜水艦 (舊第一百一十六潜水艦)	呂號第七十七潜水艦 (舊第一百一十七潜水艦)	呂號第七十八潜水艦 (舊第一百一十八潜水艦)	呂號第七十九潜水艦 (舊第一百一十九潜水艦)	呂號第八十潜水艦 (舊第一百二十潜水艦)	呂號第八十一潜水艦 (舊第一百零一潜水艦)	呂號第八十二潜水艦 (舊第一百零二潜水艦)	呂號第八十三潜水艦 (舊第一百零三潜水艦)	呂號第八十四潜水艦 (舊第一百零四潜水艦)	呂號第八十五潜水艦 (舊第一百零五潜水艦)	呂號第八十六潜水艦 (舊第一百零六潜水艦)	呂號第八十七潜水艦 (舊第一百零七潜水艦)	呂號第八十八潜水艦 (舊第一百零八潜水艦)	呂號第八十九潜水艦 (舊第一百零九潜水艦)	呂號第九十潜水艦 (舊第一百一十潜水艦)	呂號第九十一潜水艦 (舊第一百一十一潜水艦)	呂號第九十二潜水艦 (舊第一百一十二潜水艦)	呂號第九十三潜水艦 (舊第一百一十三潜水艦)	呂號第九十四潜水艦 (舊第一百一十四潜水艦)	呂號第九十五潜水艦 (舊第一百一十五潜水艦)	呂號第九十六潜水艦 (舊第一百一十六潜水艦)	呂號第九十七潜水艦 (舊第一百一十七潜水艦)	呂號第九十八潜水艦 (舊第一百一十八潜水艦)	呂號第九十九潜水艦 (舊第一百一十九潜水艦)	呂號第一百潜水艦 (舊第一百二十潜水艦)
-------------------------	-------------------------	------------------------	-------------------------	------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-----------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-----------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-----------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	-------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	-------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	-------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	-------------------------

(限 内 部)

力 登

海軍公報 (部内限) 第千百九十四號

大正十三年十一月五日(水)
海軍大臣官房

○令 達

官房第三三三〇號

通常物品タル左記橋船ヲ雜役船ニ編入シ其ノ公稱番號
所屬等左ノ通定ム

大正十三年十一月五日

海軍大臣 財 部 彪

橋船 長五一呎 幅一四呎	第五七號 第三五號	海軍兵學校	教育諸費ニテ製造 海軍兵學校ニテ使 用中ノモノ
船 種	公稱番號	所 屬	記 事

○通 牒

教育機密第二一六號

大正十三年十一月三日

海軍省教育局長 白 根 熊 三

海軍公報(部内限) 第一一九四號

大正十三年十一月五日

四三三

關係各廳長殿

無線電信研究通信ノ件

左記要領ニ依リ研究通信實施相成度
右依命申進ス

記

練習艦隊對陸上無線電信所研究通信要領

一、目的

イ、八雲裝備六「キロ」電球式送信機ノ通信能力調
査

ロ、佐世保電信所一〇〇「キロ」發電機式送信機ノ
通信能力調査

ハ、東京及佐世保電信所ニ於ケル放送通信ノ通達狀
況調査

二、參加艦所

練習艦隊所屬各艦及東京佐世保大湊宗谷各海軍無
線電信所

三、期間

自大正十三年十一月十二日
至同 十三年十二月三十日
四、通信時間 送信波長等

送信機所	送信時間 (中央標準時)	送信機及 送信波長	受信機所
八雲	午前九時五十分ヨリ 午後十分間	電球式六音 二五〇〇米	參加各無線電 信所
佐世保	奇數日 午前二時五十分ヨリ 午後十分間 偶數日 午後二時五十分ヨリ 午後十分間	發電機式 九二〇〇米	練習艦隊所屬 各艦
東京	奇數日 午前二時五十分ヨリ 午後十分間 偶數日 午前二時五十分ヨリ 午後十分間	電球式一五音 七七〇〇米	

備
一、送信開始時刻ニ至ラハ送信機所ハ全勢力ヲ以テ「クン」數回次テ簡單ナル試驗通信文(八雲ハ自艦艦位ヲ加フ)ヲ放送スルモノトス但送信開始時刻ニ實用信ヲ送受信中ナルトキハ其ノ終了後送信スルモノトス
二、本研究通信ニ於テハ應信解信ヲ行ハサルモノトス
三、東京、佐世保電信所ハ八雲送信ノ感ナキニ至ラハ其ノ旨同艦ニ通報シ同艦ハ上記各電信所ヨリ不感ノ報ヲ得ハ適宜送信ヲ止ム

五、成績調査

參加艦所ハ研究通信終了後左記様式ニ依リ成績ヲ調査シ意見ヲ添ヘ各一通ヲ海軍省教育局、海軍水雷學校、練習艦隊司令部ニ送付スルモノトス

様式第一		送信記録		艦所名	
月日時刻	送信機位置	電流	天候	送信速度	放送回数

様式第二		受信記録		艦所名	
月日時刻	受信機位置	概略直距離	感度	通信文日没時	出記事

一、通信文解否ハ全解、半解、不解ニ分テ記入ス
二、記事欄ニハ空間状態其ノ他必要ナル事項ヲ記入ス

海軍公報

(部内限) 第千九百九十五號

海軍大臣官房

大正十三年十一月六日(木)

○令達

官房機密第一二九四號

大正十三年十一月六日

大正十三年十一月六日

海軍大臣 財部 彪

登記部

改正

(限) 内 (部)

年末年度末賞與内規

第一條 年末賞與又ハ年度末賞與ヲ行フトキハ其ノ額、被賞與者及賞與ノ時期等ヲ定メ其ノ都度之ヲ令達ス

第二條 年末年度末賞與ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本内規ニ依リ支給スルモノトス

第三條 本賞與ノ給額ハ勤務日數ノ長短ニ應シ左ノ通差等ヲ附スルモノトス但シ所屬長官ハ平素ノ勤務狀態ニ依リ適宜減額スルコトヲ得

勤務日數(一期間ヲ一トシテ) 賞與額
四分ノ三以上 全額以内

四分ノ二以上
四分ノ一以上

全額ノ七割以内
全額ノ五割以内

全額ノ三割以内

海軍燃料廠探炭部及平壤鑛業部ノ官役職工人夫ニハ前項ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得

勤務日數ハ年末年度末賞與ヲ通シ前同ノ賞與期ノ翌日ヨリ起算シ第一條ニ規定スル令達ニ依リ定メラレタル賞與ノ日迄ノ日數ヲ一期間トス

左ノ日數ハ勤務日數ヨリ之ヲ除算ス
一、待命、休職、停職、歸休、留置、收禁、所刑、所罰及逃亡中ノ日數

一、公務ニ因ラサル傷痕、疾病ノ爲又ハ自己ノ願ニ依リ勤務ニ服セサル間ノ日數但シ合計三十日未滿ノモノヲ除ク

一期間内ニ於テ身分ニ異動ヲ生シタル場合ハ其ノ前後ノ勤務日數ヲ通算ス

定期賞與ヲ受クル職工ヨリ轉雇、轉備又ハ任用セラレタル者ノ勤務日數ハ最終ノ賞與期ノ翌日ヨ

海軍公報(部内限) 第一二九五號

大正十三年十一月六日

四三五

1902

リ起算シテ之ヲ定ム

第四條 軍人、文官、同待遇者ニシテ歸休中ノ者及勤務日數三十日未滿ノ者並懲戒スヘキ行為ニ因リ待命、休職又ハ停職中ノ者ニハ本賞與ヲ支給セス

第五條 一期間内ニ於テ刑ヲ受ケタル者ニ付テハ當該賞與額ノ五割以上ヲ、罰ヲ受ケタル者ニ付テハ同三割以上ヲ當該賞與額ヨリ控除スルモノトス

第六條 賞與施行當日身分ニ異動ヲ生シタル場合ハ左記ニ依リ賞與額ヲ定ムルモノトス

進級又ハ増俸セラレタル者 新俸給
待命ト爲リタル者 在職俸

休職ト爲リタル者 在職ヨリ
待命ヨリ 待命俸

待命、休職ヨリ復職シタル者 在職俸
退現役、退官、退職、解雇、解備及解囑者
在職タリシ者 在職俸又ハ在職中ノ
給料

待命タリシ者 待命俸
休職タリシ者 休職俸

所屬ヲ變更シタル者ハ舊所屬應ニ於テ支給ス但特別ノ事情アル場合ハ舊所屬應ニ於テ其ノ賞與額ヲ決定

移牒シ新所屬應ニ於テ之ヲ支給スルコトヲ得

第七條 賞與金ハ特別ノ令達ナキ限り各基本給與相當費目ヨリ支出スルモノトス

第八條 日給者ハ日給三十日分ヲ以テ一箇月分トス
第九條 賞與ノ辭令書ハ別ニ之ヲ交付セス

○ 雜 款

○委員會事務終了
對潜水艦方策調査研究委員會事務ハ終了ノ旨十月三十日報告アリタリ

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第千百九十六號

海軍大臣官房

大正十三年十一月七日(金)

○通牒

海令機密第一九〇號

大正十三年十一月七日

海軍軍令部副官 大湊直太郎

各鎮守府、艦隊、
要港部參謀長、
各 廳 長 殿

大演習用「タイプライター」及暗號
書類ノ取扱ニ關スル件

大演習用トシテ配布ヲ受ケタル「L O S タイプライタ
ー」及暗號書類竝統監部員用「コロナ、タイプライタ
ー」ニシテ各部ニ殘留セルモノハ左記ニ依リ御取計相
成度
右照會ス

記

一、「L O S タイプライター」

(一) 第一、第二艦隊司令部ニ配布セルモノハ其ノ儘

海軍公報(部内限) 第二一九六號

大正十三年十一月七日

四三七

引續キ使用スルコト

(二) 第一、第二艦隊以外ニ在リテハ至急軍令部副官
宛返却ノコト

但シ鎮守府要港部所在地ノ無線電信所ニシテ本
器ノ使用ヲ希望スル向ハ其ノ旨軍令部副官宛請
求スルト共ニ借用票ヲ送附シ引續キ使用スルコ
トヲ得(既ニ借用票ヲ送附シア
ル向ハ其旨通知アリ度)

二、暗號書類

青軍用戰術暗號書
青軍用換字暗號表

至急軍令部副官宛返却ノ
コト

大正十三年
海軍大演習 赤軍用暗號

三、統監部員用「コロナ、タイプライター」ニシテ各部
ニ殘留セルモノ
至急軍令部副官宛返却ノコト

1904

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第千九百九十七號

大正十三年十一月八日(土)
海軍大臣官房 大出

○通牒

恩第五九一號

大正十三年十一月八日

海軍省人事局長 山梨勝之進

關係各廳長殿

恩給年加算ニ關スル件

本年度海軍大演習ニ於テ北緯四十度東經百六十度ノ點
ト北緯二十度東經百四十度ノ點トヲ連結スル線ノ以東
以南ノ海面ヲ航行シ一航程干溼ヲ超ヘタル艦船ノ乗員
ハ恩給法第三十九條ノ規定ニヨリ加算セラルル儀ト御
承知相成度
右爲念通知ス

○雜款

○職工解備

海軍艦政本部ニ於テ本年八、九月中解備セル職工左ノ
如シ

解備月日	解備事由	職名	氏名	生年月日
八、一九	依願	圖工		明治 一六、一、一六
八、二四	同	記録工		一〇、二、八
八、二六	同	同		一三、六、二
九、六	同	雜工		四、三、二
九、一〇	工務規則第二十 八條第十號	圖工		三、九、二

海軍公報(部内限)第一一九七號 大正十三年十一月八日

四三九

1905

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第千百九十八號

大正十三年十一月十日(月)
海軍大臣官房

○辭令

海軍機關大尉 梅田 正澄

臨時潜水艦實驗調査會委員ヲ命ス(註明海軍省)

海軍軍令部參謀海軍少佐 ~~住山 德太郎~~

第二班第四課勤務ヲ命ス(註明海軍軍令部)

海軍軍令部參謀海軍大佐 河野 董吾

第二班第四課長ヲ命ス

海軍軍令部出仕海軍中佐 廣田 稷

(各通)同 杉坂 悌二郎

同 海軍機關少佐 伍賀 滿

第三班長ノ命ヲ承ケ服務スヘシ(以上註明同)

○雜款

○懲罰

懲罰言渡書

海軍公報(部内限) 第一二九八號 大正十三年十一月十日

1906

海軍公報 (部内限) 第千百九十九號

大正十三年十一月十一日(火)
海軍大臣官房

○通牒

經調第三九四號

大正十三年十一月十一日

海軍省經理局長 深水貞吉

契約擔任官殿

契約締結報告ノ件

會計法第三十一條第二項ニ依リ契約ヲ締結シタル場合
ハ爾今別紙様式ニ依リ報告書提出相成度
右通牒ス

(別紙)

大正 年 月 日

契約擔任官 職 氏 名 圖

海軍大臣宛

指名競争 契約締結報告

會計法第三十一條第二項ニヨリ別紙ノ通契約ヲ締結セ

海軍公報(部内限) 第一一九九號 大正十三年十一月十一日

右報告ス

指名競争 契約締結報告 廳 名

- 一、契約ノ目的、其ノ數量、金額並豫定價額
 - 二、政府ノ契約擔任者、歳出又ハ歳入科目
 - 三、一般競争ニ付スルヲ不利トスル事由
- 四、契約者及指名者ノ氏名、資力、經歷、營業場所、
入札金額、入札及契約年月日

指名者 氏名	資力 經歷	營業場所	入札金額	記 事
何々會社				月 日入札
何 某				落札月日契約締結

- 備考
- 一、資力經歷ハ別紙トスルモ差支ナシ
 - 二、本報告ハ正副二通提出ノコト
 - 三、記載例
1. 海軍契約規程第十九條第一項第一號及二
號ノ場合ニハ不當競争ヲ爲スノ虞アリト

四四三

1907

- 2. 認メタル事實
同第三號ノ場合ニハ構造又ハ品質ノ特種ナル點及檢査ノ困難ナル事實
- 3. 同第四號ノ場合ニハ契約違背ニ因リ政府ノ事業ニ著キ支障ヲ來スノ虞アル事實
- 4. 同條第二項ノ場合ニハ一般競争ニ付スルヲ不利ト認ムヘキ特種ノ事由
- 5. 同第二十四條第一項第一號ノ場合ニハ前契約事項トノ關聯程度及之ヲ分割履行セシムルヲ不利トスル事實
- 6. 同第二號ノ場合ニハ調査シタル時價
- 7. 同第三號ノ場合ニハ所要總數量及時價並價格ヲ騰貴セシムルノ虞アリト認メタル事實
- 8. 同第四號ノ場合ニハ契約ノ機會ヲ失シ又ハ著シク不利ト爲ルヘキ處アリト認メタル事實
- 9. 同第五號ノ場合ニハ指名競争ニ付スルヲ不利トスル特別ノ事由
- 10. 同條第二項ノ場合ニハ一般競争ニ付スルヲ不利ト認ムヘキ特種ノ事由

○雜款

○正誤

本月十日公報(部内限)辭令欄中海軍軍令部參謀海軍少佐「住山徳太郎」ハ「降幡敏」ノ誤



1908

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第一千二百號

海軍大臣官房

大正十三年十一月十二日(水)

○ 雜 款

○ 正 誤

本月六日年末年度末賞與内規第四條中「停職中ノ者」ノ次ニ「及處刑中ノ者」ヲ脱ス

海軍公報(部内限) 第一千二百號 大正十三年十一月十二日

四四五

1909.

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第一千二百一號

海軍大臣官房

大正十三年十一月十三日(木)

○通牒

教育第四七三號

大正十三年十一月十三日

海軍省 教育局

關係各基本部御中

懸賞費ノ件

大正十三年度彈藥供給、通信傳令、操舵競技懸賞費請求未済ノ向ハ至急請求相成度
右照會ス

艦本第六二七一號

大正十三年十一月十三日

海軍艦政本部長 吉川 安平

各工作廳長
關係監督官) 殿

造兵造船造機各部工事分擔區分ニ
關スル件

明治四十四年七月二十日艦本第二六〇七號及同四十三
年二月八日艦本第五七四號造兵造船造機各部工事分擔

區分中電氣通信器關係ノ部別表ノ通リ改正ス
右通牒ス

追テ本件ハ左記ノ通實施ス

記

一、既成艦船及陸上部隊 大正十四年以降

二、未成艦船

(一) 巡洋艦 加古、古鷹以降

(二) 驅逐艦 大正十二年度建造ノモノ以降

(三) 潜水艦

伊號第六十一、伊號第五十六、

伊號第五十七、伊號第五十九、

伊號第六十、伊號第六十三、

伊號第六十二、以降

伊號第二十五、伊號第二十四、

伊號第二十六、以降

伊號第四、以降

呂號第六十七、呂號第六十五以降

赤城、加賀ハ從前ノ區分ニ依ル

(四) 航空母艦
(五) 水雷母艦

大正十四年度以降

海軍公報(部内限) 第一千二百一號 大正十三年十一月十三日

四四七

1910

第三通信装置

(六) 掃海艇 第四號掃海艇ハ従前ノ區分ニ依
 (七) 其他 大正十四年度以降
 明治四十四年七月二十日艦本艦第二六〇七號「第三電
 氣部」表中「通信裝置」ノ欄ヲ左ノ通改正
 (別表一)

工種 事項 名稱	工種 別 項目	新造			既成		
		船務部	船務部	船務部	船務部	船務部	船務部
通信裝置	掃海艇用呼鈴	電燈	兵	兵	兵	兵	兵
		電報	兵	兵	兵	兵	兵
		電報機	兵	兵	兵	兵	兵
		電報機	兵	兵	兵	兵	兵
		電報機	兵	兵	兵	兵	兵
		電報機	兵	兵	兵	兵	兵
		電報機	兵	兵	兵	兵	兵
		電報機	兵	兵	兵	兵	兵
		電報機	兵	兵	兵	兵	兵

番 號	品 名	船務部	新造		修理	
			工種 別 項目	費用 所屬	工種 別 項目	費用 所屬
1	機械室鑄造軸路間 通信裝置	機	機	機	機	機
2	回轉通信機	船	船	船	船	船
3	「エソチン」 「トラフ」	船	船	船	船	船
4	「ステレオグラフ」 「テレグラフ」	船	船	船	船	船
5	「ヘカムインヂケ-	船	船	船	船	船
6	「ラルヂケル」	機	機	機	機	機
7	「ストークン	機	機	機	機	機
8	「ステークム」	機	機	機	機	機
9	速度計	機	機	機	機	機
9	上記以外ノ通信裝 置	船	船	船	船	船

(別表二)

明治四十三年二月八日艦本第五七四號「第參通信裝
 置」表ヲ左ノ通り改正

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第千二百二號

大正十三年十一月十四日(金) 海軍大臣官房

1912

○令達

官房機密第一二四九號ノ二

本年十月官房機密第一二四九號下士官兵年末賞與支給

登載ノ件中「十一月三十日」ヲ「十一月二十日」ニ改ム

大正十三年十一月十四日

海軍大臣 財 部 彫

○雜款

○正誤

本月十一日公報(部内限)經調第三九四號通牒本文中
「契約ヲ締結シタル場合」ノ下「ノ報告書」ヲ脱シ、
「別紙様式ニ依リ」ノ下「報告書」ヲ削除ス

抄

海軍公報(部内限)第一二〇二號 大正十三年十一月十四日

四四九

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第千二百三號

○ 令 達

大正十三年十一月十五日(土)
海軍大臣官房

方官房第千四百五八號
左記ノ通船役ノ所屬ヲ變更ス
大正十三年十一月十五日

海軍大臣 財部 彪

船種	公稱番號	舊所屬	新所屬	記事
四二呎	第五九〇號	佐世保海軍工廠	佐世保海軍港務部	臨時
三〇呎	第五八九號	佐世保海軍港務部	佐世保海軍工廠	第一道外 艦隊供用
第一三四號	第一三四號	橫須賀海軍港務部(保管)	海軍機關學校	定數 補充
第三五九號	第三五九號	水路部	臨時海軍防備隊	臨時 附屬

海軍公報 (部内限) 第千二百三號 大正十三年十一月十五日

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第一千二百四號

海軍大臣官房

大正十三年十一月十八日(火)

○通牒

艦本機密第三〇一二號

大正九年官房機密第一六七五號別冊海軍機密書類貸與
工場名簿中左ノ通改正セラル

大正十三年十一月十八日

海軍艦政本部長 吉川 安平

一、大阪地方ノ部

「大阪電機製造株式會社」ハ「内外電熱器株式會社」ト名稱變更ス

海軍公報(部内限) 第一千二百四號

大正十三年十一月十八日

四五三

1914

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第千二百五號

海軍大臣官房

大正十三年十一月十九日(水)

○雜款

○判決

判決

海軍公報(部内限) 第三〇五號

大正十三年十一月十九日

四五五

1915

海軍公報（部外限）第二〇五號
大正十三年十一月十九日

四五六

1916

海軍公報（部内限）第二〇五號

大正十三年十一月十九日

四五七

1917

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

海軍公報（部内限）第二〇五號

大正十三年十一月十九日

四五八

1918

(限内部)

1919

海軍公報

(部内限) 第一千二百六號

海軍大臣官房

大正十三年十一月二十日(木)

八出

○令達

官房第一一八九號ノ三

本年官房機密第一一八九號中横須賀海兵團機關科分隊長「」ヲ「」ニ改ム

大正十三年十一月二十日

海軍大臣 財部 彪

○通牒

經校教第一〇一號

大正十三年十一月二十日

海軍經理學校

部内各部御中

第二回臨時講習講義録ノ件

本年二月ヨリ六月ニ亘リ本校ニ於テ實施相成候退職士官ニ對スル第二回臨時講習科目中左記ノモノハ速記ヲ

海軍公報(部内限) 第一二〇六號

大正十三年十一月二十日

四五九

附シ講義録トシテ發刊ノ豫定ニ有之候ニ就テハ部内ニ於テ要望ノ向ニハ實費ヲ以テ配布可致候條左記ニ依リ御申込相成度

記

科目	講義時數	講師
商法	四〇、五	東京商科大学講師 法学博士 志田 御太郎
工場法制	九	内務省社會局監督課長 法学士 吉坂 俊藏
財界事情	四	三菱銀行大阪支店長 法学士 山室 宗文
農村問題	四	農商務省農務局農政課長 法学士 石黒 忠篤
園藝	九	農學博士 恩田 鐵爾
養鶏	一〇	農商務技師 荻原 久太
養豚	七	畜産試驗場技師 農學士 木村 和誠
種羊ノ飼養管理	三	種羊場技師兼農商務技師 農學士 齊藤 信介

<p>養正 齋藤 三郎 海軍少佐 農學博士 德田 義信</p>	<p>新明學 六四 報知新聞社社長 太田 正孝</p>	<p>詐欺的行 三 法學士 大井 靜夫</p>	<p>計 九六五 海軍 少佐</p>	<p>一、申込書(表紙)十二月五日迄ニ東京市京橋區築地四 番地海軍管理學校教務宛ノコト 二、申込書ノ各部ニ於テ要望者取纏メノ上左記様式キ 依リテ提出ス</p>	<p>大正十三年 月 日 應請 軍 免 附 次第七回講義録申込書</p>	<p>一、要望數(ハ一部ニシテ) 各部ニ申込書ノ控ヲ 保留ノコト 二、本官署(海軍) 官 兵 中 隊 三、官 兵 隊 一、八 武 備 三、</p>	<p>一、講義録ハ右表ノ全科目ヲ取纏メ一部トナス從テ科 目ヲ選擇シ一部分ノ要望ニハ應ジ難シ 二、價格ハ印刷費等ニ依リ相違スヘキモ一部約貳圓内 外ノ見込アリ 三、而決シテ改入海軍(海軍)ヲ以テ通知ス 四、配本時期ハ來年一月上旬ノ豫定</p>				
<p>一、代金ノ送付及配本ハ何レモ申込書ニ於テ處理ノキ ニ本講義録ハ印刷ヲ以テ騰寫ニ代フルモノニシテ部 外ニ六配布セラルルモ依テ要望數ハ一人一部ニ 限ル</p>				<p>備考 一、講義録ハ翻版假綴(五號活字四十五字詰二十行) 約壹千頁因豫定ハ 二、今回ノ講義録ハ第一回講義録ニ於テ講義録ヲナシ 出テ今同ノ講義録ノ第一回講義録ニ於テ講義録ヲナシ 三、第一回講義録中未發送ノ分ニ對テハ整理方法 道而通知ス(約)モ若シ諸事煩瑣知ル上處理相成 度(四)ニシテ 第四回分ノ商法(原稿)損失ハ爲再版不可能ナリ 文(保險)商學(第二科目)ニ未受領者「昨 年八月第一」第二回隊所(風船)乘組中ノ要望者 ニモ現品焼失ノ爲配本難致モ右該當者アル各部 ニ於テハ今回ノ申込書中要望者名ノ上ニ未受領 品名(圖書)シ置カレ度</p>				<p>○正誤 本報六日公報(部内報)海軍(海軍)未受領者(四條)中 「軍人、文官、同待遇者」(下)「軍員、傭人」ヲ脱ス 「二十一日」(誤)</p>			

(部内限)

大正十三年十一月二十日

義濟會々長 山下源太郎

義濟會盟約書中左ノ通り改正ス

第一條第三號中「天災等」ノ次ニ「止ムヲ得ザル事情」ヲ加フ

第一條ノ二「前條第二號」ノ次ニ「及第三號」ヲ加フ

第五條ノ二「第一項中「天災等」ノ次ニ「止ムヲ得ザル事情」ヲ加ヘ「贈與スル金額」ノ次ノ半額」ヲ削除ス

同條第二項中「前項貸與」ノ次ニ「並ニ返濟」ヲ加ヘ「規定ハ」ノ次ヲ別ニ之ヲ定ムトシ以下削除

1921

海軍公報

(部内限) 第千二百七號

海軍大臣官房

大正十三年十一月二十一日(金)

○令連

○通牒

官房第三五三八號

左記ノ通牒後船ノ所屬ヲ變更ス

力
登載
大正十三年十一月二十一日

海軍大臣 財部 彪

(限 内 部)

船種	公稱番號	舊所屬	新所屬	記事
カッター	第三〇九號	海軍兵學校	海軍機關學校	定數補充
	第三一〇號			
	第五一八號			
	第五三八號			

軍務機密第〇二二號ノ六

大正十三年十一月二十一日

海軍省軍務局長 小林 晴道

各關係廳長殿

海軍航空隊編制令草案ニ關スル件

當分ノ間海軍航空隊編制令草案第二十一條ニ依ル第二搭乗配置ニ充ツヘキ者ハ左記範圍以內ニ限定致度
右依命申進ス

記

- 一、司令、副長、機關長
- 二、飛行隊附、航空船隊附、氣球隊附
- 三、機體整備分隊長、同分隊士、發動機整備分隊長、同分隊士、工業分隊長、瓦斯分隊長
- 四、特務科分隊長、同分隊士ノ各三分二
- 五、工業分隊士、瓦斯分隊士ノ各二分一

海軍公報(部内限) 第一二〇七號

大正十三年十一月二十一日

四六一

1922

<p>六、飛行分隊 機體員、發動機員、特務科分隊 射爆員、魚雷員、寫真員、電信員、信號員</p> <p>機體整備分隊 機體整備員、機體檢査員</p> <p>發動機整備分隊 發動機整備員、發動機檢査員</p> <p>各四分一</p>	<p>氣球分隊 氣球員</p> <p>航空船分隊 船體員、發動機員</p> <p>瓦斯分隊 發動機整備員、船體整備員</p>	<p>七、工業分隊 金屬工業員及木工工業員</p> <p>各八分一</p>	<p>氣球分隊 瓦斯員及緊留機員</p> <p>瓦斯分隊 瓦斯員</p> <p>八、海軍航空隊練習部ニ屬スル專務教官(第一搭乗配置ニ在ルモノヲ除ク) 教員(同上) 分隊准士官以上(同上)ノ各二分一</p> <p>○雜款</p> <p>○正誤</p> <p>本月二十日公報(部内限) 令達欄中「官房第一二八九號ノ三」ハ「官房機密第一二八九號ノ三」ノ誤</p>
---	--	---------------------------------------	--

1923

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第千二百八號

大正十三年十一月二十二日(土)
海軍大臣官房

○通牒

官房第三五二號

大正十三年十一月二十二日

海軍省副官 藤田 尚徳

登載

關係廳長殿

艦船工事に關スル件

艦船ノ修理、改造、機裝品並ニ機關附屬物ノ増減引換
ヲ要スルトキハ艦船其ノ他各部ノ長ヨリ其ノ艦船ノ本
籍鎮守府ニ屬スル海軍工廠長ニ請求スルノ規程ナルモ
近來直接海軍大臣宛上申セラルル向不勘斯クテハ法規
ノ精神ニ悖ルノミナラス事務取扱上ニモ不便有之候條
爾後艦船造修試験検査規則第四十一條、第四十二條及
第四十二條ノ二ニ依リ處理相成度
右依命通牒ス

海軍公報(部内限) 第一二〇八號 大正十三年十一月二十二日

四六三

1924

(限 内 部)

海軍公報(部内限)附録

海軍大臣官房

大正十三年十一月二十二日(土)

大正十三年九月中ニ於ケル艦船恩給年加算始終期左ノ通 (海軍省軍務局)

艦船名	始 期			終 期			加算率	記 事
	年 月 日	地 名	行 先	年 月 日	地 名	任 務		
對馬	一三、九、一五	佐世保	支那			外國鎮戍	一月半	
龍田	一三、九、三	同	同	一三、九、一九	佐世保	同		
嵯峨	一三、九、二六	同	同			同		
天津風				一三、九、一四	大湊			
時津風				一三、九、一	小樽			
櫻				一三、九、一	旅順			
橘				一三、九、一	同			
樺				一三、九、一	同			
柳	一三、九、二	馬公	南支那	一三、九、一〇	基隆		一月半	

海軍公報(部内限)附録

1925

知床		葦崎		膠州	鶴見	神威	隠戸	石廊	第六十九潜水艦		杉	桐	松	柏
	一三、九、一八		一三、九、二二						一三、九、二	一三、九、二五	一三、九、二		一三、九、二	一三、九、二
	異岡		小樽						同	同	馬公		同	同
	露領沿岸		露領沿岸						同	同	南支那		同	同
	外國鎮戍		外國鎮戍						同	同	外國鎮戍		同	同
	一三、九、二四	一三、九、三〇	一三、九、二二	一三、九、一八	一三、九、一一	一三、九、一三	一三、九、二七	一三、九、一五	一三、九、一一		一三、九、一二	一三、九、一	一三、九、一〇	一三、九、一一
	徳山	大湊	本斗	小樽	佐世保	横須賀	同	吳	馬公		基隆	旅順	同	同
		一月半							同	同	一月半		同	同

1926

第四號 縣逐條	(在役艦ノ部) 在役年ノ終期ハ同在役年ノ始期ノ項ノ下ニ記載スルモノトス				一三、九、二	横須賀
	追加訂正				一三、九、七	小樽
夕暮	一三、七、二七	真岡	露領沿岸	外國鎮成		
三日月	一三、七、二七	同	同	同		一月半
白露ノ部 「一三、八、九」ノ項中 地名欄ノ「真岡」ヲ「大泊」ニ改ム 夕立ノ部 始期ノ欄中「一三、八、二」ヲ「一三、八、九」ニ改メ地名欄ノ「真岡」ヲ「大泊」ニ改ム						

1927

海軍公報 (部内限) 第一千二百九號

大正十三年十一月二十四日 (月) 大出
海軍大臣官房

○令 達

官房第三五六二號

大正十三年度部外注文新造雜役船ノ公稱番號其ノ他左
載ノ通定ム

大正十三年十一月二十四日
海軍大臣 財 部

官房第三五六三號
大正十三年度新造雜役船ノ船種、公稱番號及所屬等左
載ノ通定ム

大正十三年十一月二十四日

海軍大臣 財 部 彪

運貨船		船種		公稱番號		所屬		製造場所		納入期日	
百噸積	百噸積	公稱	公稱	公稱	公稱	公稱	公稱	公稱	公稱	公稱	公稱
第三五八〇號	第三五八〇號	第三五八〇號	第三五八〇號	第三五八〇號	第三五八〇號	第三五八〇號	第三五八〇號	第三五八〇號	第三五八〇號	第三五八〇號	第三五八〇號
橫須賀	橫須賀	橫須賀	橫須賀	橫須賀	橫須賀	橫須賀	橫須賀	橫須賀	橫須賀	橫須賀	橫須賀
定數	定數	定數	定數	定數	定數	定數	定數	定數	定數	定數	定數
株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社	株式會社
大正十四年	大正十四年	大正十四年	大正十四年	大正十四年	大正十四年	大正十四年	大正十四年	大正十四年	大正十四年	大正十四年	大正十四年
三月二十日	三月二十日	三月二十日	三月二十日	三月二十日	三月二十日	三月二十日	三月二十日	三月二十日	三月二十日	三月二十日	三月二十日

船種		公稱番號		所屬		記事	
內火艇	內火艇	第六〇八號	第六〇八號	佐世保	佐世保	大正十三年	十月十日
傳馬船	傳馬船	第三七五號	第三七五號	海軍工務部	海軍工務部	大正十三年	九月五日
運貨船	運貨船	第二五七號	第二五七號	佐世保	佐世保	大正十三年	九月五日
傳馬船	傳馬船	第三五七號	第三五七號	海軍港務部	海軍港務部	大正十三年	十月二十五日

曳船兼交通船		カッター	
第六〇九號	第六〇九號	第五九一號	第五九一號
海軍砲術學校	海軍砲術學校	海軍水雷學校	海軍水雷學校
大正十四年	大正十四年	大正十四年	大正十四年
五月末日	五月末日	五月末日	五月末日

海軍公報 (部内限) 第一千二百九號

大正十三年十一月二十四日

四六五

1928

カッター 三〇呎	第五八九號	佐世保海兵團	補充 大正十三年十月四日 官房第三〇三號訓令	
運貨船 シラン船 五十噸積	第五九五號	吳海兵團	公稱第一號代船 大正十三年十月十四日 官房第三〇三號訓令	吳海軍工廠ニテ新造ノ分
傳馬船 四〇呎 附	第五五七號	吳海軍港務部	大正十三年九月五日 官房第二七二號訓令	
橋船 長五二呎 巾四〇呎	第五七七號	吳海軍軍需部	大正十三年十月四日 官房第三〇三號訓令	
橋船 長五三呎 巾三二呎	第五七六號	橫須賀海軍港務部	大正十三年十一月五日 官房第三三四號訓令	橫須賀海軍工廠ニテ新造ノ分
橋船 長五二呎 巾二九呎	第五七九號	務部		

大正十三年十一月二十四日
海軍次官 男爵 安保清種
關係各廳長殿

○通牒
本府機密第一三四七號
大正十三年十一月二十四日

聯合艦隊ノ所掌事項ニ關スル件

聯合艦隊司令長官ノ管掌スル軍政ハ聯合艦隊ノ統率ニ直接附帶スル事項ニ限ルヲ至當トスル趣旨ニ有之候處之カ具體的細項ニ至リテハ從來各部ノ解釋區々ニ涉リ動モスレハ事務ノ紛淆ヲ起スノ嫌有之ヤニ被存候ニ付テハ向後諸般ノ事務處理ニ關シテハ概ネ左記諸號ヲ以テ判定ノ準據トスルコトニ被定候條前記根本趣旨ニ遵由シ軍事行政ノ回滑簡捷ヲ期スル様特ニ御配慮相成度右依命申進ス

記

- 聯合艦隊司令長官ノ管掌スヘキ軍政事項
- 一 艦船部隊ノ行動配備ニ關スル事項
 - 二 聯合艦隊全般ノ演習、戰技及主要訓練作業ニ關スル事項
 - 三 行動需品ニ關スル事項
 - 四 艦船ノ行動ニ關係アル重大ナル艦政ニ關スル事項
 - 五 聯合艦隊トシテ齊一ヲ要スル儀制、日課、週課等ニ關スル事項

○雜款

○正觀
本月六日公報（部内限）年末年度末賞與内規第四條中「軍人、文官、同待遇者」ノ下ニ「囑託者」ヲ脱ス

海軍公報 (部内限) 第一千二百十號

大正十三年十一月二十五日(火)
海軍大臣官房

○令達

登載

海軍工務規則第六十七條及同條ヲ準用スル諸規定ニ依
ルニ十二月施行スヘキ定期賞與ハ十二月一日現在員
ニ就キ左ノ標準ニ據リ之ヲ支給スヘシ
海軍燃料廠探炭部及平壤鑛業部ノ鑛夫ニ對シテハ十二
月一日現在員ニ就キ同様ノ標準ニ依リ賞與ヲ支給スル
コトヲ得

大正十三年十一月二十五日

海軍大臣 財部 彪

在職一年以上勤続者	日給二十五日分以内
同 十ヶ月同	同 二十日分以内
同 八ヶ月同	同 十五日分以内
同 六ヶ月同	同 十日分以内
同 三ヶ月同	同 五日分以内
同 一ヶ月同	同 三日分以内

海軍公報(部内限) 第二二一〇號 大正十三年十一月二十五日

○通牒

教育機密第二三五號

大正十三年十一月二十五日

海軍省教育局長 白根 熊三

關係各廳長殿

潜水艦發射機員編制ニ關スル件

潜水艦發射機員ノ編制ニ關シ疑義ヲ有セラルル向有之
様察セラレ候處本件ハ魚雷發射機式ニ明記シアル通左
記ニ據ル義ト御承知相成度
右申進ス

記

- 一、魚雷發射機式第一章總則第三及第四但書中各管ト
ハ聯管ヲ構成セル各單一管ヲ意味スルコト
- 二、聯裝發射管ハ左記ニ準シテ配員シ番號ヲ附スルコト

四六七

1930

(一) 六聯裝艦首固定發射管（拾弧内へ魚雷發射機式第一章ヲ示ス）

一、二、(三)（右上）（備考）

長 一、二、(三)（右中）（十三年發射檢定ニテハ此人員ヲ以テテノ組トセリ）

一、(二)（三）（右下）

一、二、(三)（左上）

長 一、二、(三)（左中）

一、(二)（三）（左下）

(二) 四聯裝艦首固定發射管ハ前記ノ（右中）及（左中）ヲ除キタルモノトス

○ 雜 款

○ 訂 正

本月二十四日公報（部内限）通牒欄中「官房機密第一三四七號」ヲ「官房第三五六七號」ニ訂正

1931

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第千二百一十一號

大正十三年十一月二十六日(水)

海軍大臣官房

○令達

登載

官房第一五六九號ノ四、
大正十三年五月二十一日官房第一五六九號軍需部整理
消耗兵器附表中左ノ通改正ス

大正十三年十一月二十六日

海軍大臣 財部 彪

砲術長主管ノ部 甲、

「射撃用及空放用藥糞類」ヲ「射撃用及空放用藥糞類」ニ改ム

○辭令

杉田 正

第十八驅逐隊ニ於ケル露語通譯囑託ヲ解ク(計開海軍省)

海軍公報(部内限) 第千二百一十一號 大正十三年十一月二十六日

四六九

1932

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第千二百十二號

大正十三年十一月二十七日(木) 海軍大臣官房 (大出)

○通牒

海人第一〇七號

大正十三年十一月二十七日

海軍省人事局長 山梨勝之進

所屬長官殿

判任文官以下年末賞與勤務期間解釋ノ件

官房機密第一三三六號年末賞與ノ勤務期間ニ就テハ官房機密第二八一號ノ適用ヲ受ケタル左記ノ者ニ對シテモ官房機密第三〇六號令達ノ期日ノ翌日ヲ起算日トシテ計算スル儀ニ有之候
右依命申進ス

判任文官、同待遇者

雇員、傭人

判任官待遇以下ノ囑託者

海軍公報(部内限) 第一二二二號 大正十三年十一月二十七日

四七一

1933

海軍公報

(部内限) 第一千二百十三號

海軍大臣官房

大正十三年十一月二十八日(金)

○令 達

官房第三六一八號

海軍水雷學校ニ於テ臨時電信術講習ヲ施行ス左記ニ依
リ講習員ヲ派遣スヘシ

大正十三年十一月二十八日

海軍大臣 財 部 彪

記

一、講習員

(一) 東京、佐世保、大湊、宗谷、父島電信所長

(二) 横須賀、呉鎮守府、舞鶴要港部、第一、第二艦

隊、第三、第五戰隊、第一、第二水雷戰隊、第

一、第二潜水戰隊通信主務參謀

(三) 陸奥、日向、山城、扶桑、金剛、比叡、霧島、

大井、鬼怒、長良、名取、由良、川内、五十鈴、

鳳翔通信長、若宮通信長職務執行者

二、講習期間

大正十四年一月八日ヨリ十四日間

三、講習課目

新式電信諸兵器並通信法

(但本年十一月海軍水雷學校高等科通信術學
生教程卒業者ヲ除ク)

海軍公報(部内限) 第一二二三號 大正十三年十一月二十八日

四七三

1934

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第一千二百十四號

大正十三年十一月二十九日(土)
海軍大臣官房

○ 辭 令

海軍軍令部出仕海軍機關少佐 伍 賀 滿
第三班第五課勤務ヲ命ス(十一月海軍軍令部)

○ 雜 款

○ 正 誤

本月二十五日公報(部内限)令達欄官房第三五七一號
第二項中「鑛夫」ノ下ニ「竝前項ノ適用ヲ受ケサル官
役人夫(供給人夫)」ヲ脱ス

海軍公報(部内限) 第一二一四號

大正十三年十一月二十九日

四七五

1935